

30. 教育職員免許状の取得について【情報・データサイエンス学部令和7年度入学】

教育職員免許法等に規定された教育職員となるための免許状を取得するためには、指定された普遍教育科目、教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等を履修し、所定の単位を修得することが必要です。本学部で取得することができる免許状の種類及び単位の修得方法等については以下のとおりです。

なお、3年次編入学生の場合は、認定単位に係る扱いがありますので、事前に工学系学部学務室窓口までお問い合わせ願います。

※詳細については、毎年度4月に実施する教職ガイダンスで説明しますので、免許状取得希望者は必ず出席して下さい。（日時・場所は学生ポータル掲示板等にてお知らせします。）

(1) 取得できる免許状の種類・教科

学科	免許状の種類・教科
	高等学校教諭一種免許状
情報・データサイエンス学科	情報

(2) 教育職員免許状取得の要件

教育職員免許状を取得するためには下記の要件を満たさなければならない。

区 分		高等学校教諭一種免許状 (以降、高校一種)
基礎資格		学士の学位を有すること
ア. 普遍教育科目		指定された科目 8 単位
専門基礎科目及び専門科目	イ. 教科及び教科の指導法に関する科目	2 4 単位
	ウ. 教育の基礎的理解に関する科目	1 0 単位
	エ. 道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	8 単位
	オ. 教育実践に関する科目	5 単位
	カ. 大学が独自に設定する科目	1 2 単位
	小計	5 9 単位
合計		6 7 単位
キ. 介護等体験		不要

※イ～オの法定最低修得単位数を超えて修得した単位については、カ. 大学が独自に設定する科目に振り替えることができる。（＝カについて、ウ～オでは余剰単位を見込むことが難しいので、原則、イ. 教科及び教科の指導法に関する科目で不足分を補うこと。）

ア. 普遍教育科目

下記科目の単位を修得する必要がある。

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目	単位数
日本国憲法	2	憲法	2
体育	2	スポーツ・健康科目	2
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2
外国語コミュニケーション	2	Interaction, Presentation, Discussion, Writing(いずれも Advanced も可), CALL, Critical Thinking in English, English for Specific Fields, CALL 2, 海外研修英語, 海外研修英語文化	2
合 計	8	合 計	8

※各科目区分よりそれぞれ2単位以上計8単位を修得すること。

※これらの科目はすべて普遍教育科目として開講されている科目である。

イ. 教科及び教科の指導法に関する科目

免許状の教科「情報」

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		備考	開講部局
			必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理	情報倫理	2			D S 学部
		情報と職業	2			D S 学部
	コンピュータ・情報処理	プログラムの設計と実現Ⅰ	2			D S 学部
		プログラムの設計と実現Ⅱ		2		D S 学部
		プログラムの設計と実現Ⅲ		2		D S 学部
		プログラム演習Ⅰ	1			D S 学部
		プログラム演習Ⅱ		1		D S 学部
		コンピュータシステム入門	2			D S 学部
		インタプリタとコンパイラ		2		D S 学部
	情報システム	分散情報処理	2			D S 学部
		情報工学実験Ⅰ A	1			D S 学部
		オペレーティングシステム		2		D S 学部
		時系列信号処理		2		D S 学部
		最適化理論		2		D S 学部
		機械学習Ⅰ		2		D S 学部
		情報工学実験Ⅱ		2		D S 学部
	情報通信ネットワーク	コンピュータネットワーク	2			D S 学部
		情報工学実験Ⅰ C	1			D S 学部
		情報理論		2		D S 学部
		符号理論		2		D S 学部
	マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディア工学入門	2			D S 学部
		情報工学実験Ⅰ B	1			D S 学部
		コンピュータグラフィックス		2		D S 学部
		デジタル画像処理		2		D S 学部
	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	情報科教育法Ⅰ	2		※	理学部数学・ 情報数理学科
		情報科教育法Ⅱ	2			理学部数学・ 情報数理学科

※情報科教育法Ⅰ・Ⅱは隔年開講。また、情報科教育法Ⅱは、情報科教育法Ⅰを履修していないと受講できない。

○各教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ1単位以上修得すること。（カ. 大学が独自に設定する科目の必要単位数と合わせて、36単位を修得すること。）

ウ～カ. 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				
科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数		備考	開講部局
			必修	選択		
ウ. 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎論	1			教育学部
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	現代教職論	2			教育学部
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2			教育学部
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2			教育学部
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の理論と方法	2			教育学部
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1			教育学部
エ. 道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	総合的な探求の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1			教育学部
	特別活動の指導法	特別活動	1			教育学部
	教育の方法及び技術	教育方法・技術	1			教育学部
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT 活用教育の理論と方法	1			教育学部
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談・進路指導Ⅰ	2			教育学部
		生徒指導・教育相談・進路指導Ⅱ	2			教育学部
		生徒指導・教育相談の理論と実際	1			教育学部
オ. 教育実践に関する科目	教育実習	事前・事後指導	1			D S 学部
		高等学校教育実習	2			
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2			教育学部

カ. 大学が独自に設定する科目						
-----------------	--	--	--	--	--	--

○各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目及び大学が独自に設定する科目は、卒業要件単位数に含まれず余剰単位となる。

○イ～オの法定最低修得単位数を超えて修得した単位については、カ. 大学が独自に設定する科目に振り替えることができる。（＝カについて、ウ～オでは余剰単位を見込むことが難しいので、原則、イ. 教科及び教科の指導法に関する科目で不足分を補うこと。）

(3) その他

①教育実習について

A. 実施時期

対象年次：4年次

期 間：高等学校一種 2週間（実働8日以上）

B. 教育実習の申し込みについて

詳細については、ガイダンスや掲示でお知らせします。変更される場合があるため、必ず工学系学部学務室窓口で確認してください。

4年次に教育実習を希望する学生は、工学系学部学務室窓口で配付している「教育実習申請書」および「受入れ内諾書」を受け取り、以下の手順で手続きを行ってください。

1) 2年次2月～3年次4月頃に教育実習受入校（主に自身の出身校）に実習希望の旨連絡する。

ただし、教育実習実施にあたって、C.の条件を充足している必要があるため、教育実習受入校へ連絡する前に必ず確認すること。

2) 教育担当教員の承認を得る。（「教育実習申請書」に押印を受ける。）

3) 申請書を夏休み前までに工学系学部学務室窓口に出す・確認印を受ける。

4) 3年次夏休み期間等に教育実習受入校に出向き、学校長等の内諾を得る。（「受入れ内諾書」に押印を受ける。）

5) 期日までに「教育実習申請書」および「受入れ内諾書」を工学系学部学務室へ提出する。

C. 3年次終了までに下記の要件を満たす必要があります。

1) 普遍教育科目については、卒業に必要な単位を修得し、かつ卒業研究の履修条件を満たしていること。

2) 「各教科の指導法」、「ウ.教育の基礎的理解に関する科目」及び「エ.道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」をすべて修得していること。

3) 伝染性疾患を有しないこと。

4) その他実習に特別支障のない者。

D. 教育実習は、協力校に対して大変な労力をかけることによって成立しているので、教育実習を途中で取りやめることは認めません。

②教職実践演習について

教職実践演習は、教育職員免許状を取得しようとする者が、教員免許状取得に必要な科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認する科目であり、4年次後期に履修します。

教職実践演習の実施前までに、教育実習をはじめとする教職実践演習以外の教職科目を修了しておくことを原則とします。

教職実践演習を受講するには「履修カルテ」の作成が必要です。情報・データサイエンス学

部の学生には例年4月の教職ガイダンスにて配付します。教職ガイダンスに参加できなかった者や、途中から教職を希望した者は工学系学部学務室窓口にて履修カルテを受領してください。

教育実習に参加した（する）4年次生に対し、4年次生の7月に履修希望曜日・時限を照会します。

③教育職員免許状交付申請の一括手続きについて

その年度に卒業見込みの4年次であり、かつ、教育職員免許状取得の要件を満たす（見込みを含む）者は、大学（情報・データサイエンス学部）から千葉県教育委員会に一括して交付申請を行います。それ以外の者は、卒業後、住所地の教育委員会に個人で申請することになります。